

平成30年第9回ニセコ町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年9月25日(火)午後1時30分から午後2時13分
- 2 開催場所 ニセコ町役場 議員控室
- 3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 議案第1号 土地の現況地目照会について
 - 第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第6 議案第3号 農地台帳土地地目修正について
 - 第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	福村 一広	農地係長	山口 丈夫
------	-------	------	-------

7 会議の概要

- 会 長 それでは第9回のニセコ町農業委員会総会を開催いたします。
 日頃暑くなったり寒くなったり、雨も近くて農作業が思うように進まないかと思
 います。事故には気をつけながら作業を進めていただければと思います。
 本日も慎重なる審議をよろしくお願いします。
- 議 長 ただいまの出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、こ
 れより平成30年、第9回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本
 日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりで
 あります。
- 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第
 9条の規定により議長において、1番 茶谷久登君、2番 大橋敏範君を指名い
 たします。なお、本日の会議書記には事務局職員の福村局長と山口農地係長を指
 名いたします。
- 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会
 の会期は、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。
- 【異議なしの声あり】
- ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。
- 日程第3、諸般の報告をいたします。平成30年第8回総会以降の会長及び代
 理の動静について報告いたします。その内容は、別紙動静書のとおりであります。
 以上をもって、諸般の報告を終わります。
- 日程第4、議案第1号「土地の現況地目照会について」の件を議題とします。
 事務局より議題の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 【議案の朗読】
- 〇〇からの現況地目照会になります。調査の結果、現況非農地と判断していま
 す。
- 以上で、議案の朗読と説明を終わります。
- 議 長 引き続き、現地を調査された当番委員であります〇〇委員より、現況の補足説
 明をお願いいたします。
- 〇 番 〇番、〇〇です。現地調査に係る補足説明をします。

先般、9月7日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。

〇〇からの現況地目照会になりますが、字〇〇△△番△については畑と畑に挟まれた排水路にあたる部分で非農地と判断できると思います。もう1筆の字〇〇△△番△ですが、こちらは周囲の土地と一体となって森林を形成していて、こちらも非農地と判断して問題ないと思います。

委員のみなさんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これをもって、補足説明を終わります。

これより議案第1号「土地の現況地目照会について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「土地の現況地目照会について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第5、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本件は、農地の転用申請が1件です。議案の9ページをご覧ください。

〇〇町の不動産会社、〇〇が所有する字〇〇△△番、こちらは地目原野になりますが、この土地の一部において同社が所有する重機・社用車などを保管するための倉庫・駐車場や、顧客の家具や車両、ボートやカヌーなどの保管場所としてのユニット建築物の設置や駐車場整備を行う計画となっており、この土地に町道から進入するための道路部分として、北東側に隣接する字〇〇△△番△から分筆された字〇〇△△番△を転用する計画となっております。

議案の13ページより計画図面、倉庫の図面、ユニット建築物の資料を添付しておりますのでご覧ください。

転用申請地の字〇〇△△番△については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則転用不許可であります。農業用施設や農家住宅に転用する場合など、いくつか例外があります。この中で農地法施行令第4条第1項第2号の二で「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。」また、その際は農地法施行規則第36条において、「申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る土地の面積の割合が3分の1を越えない」こととされており、ここに該当すると考えております。

議案20ページから調査書を添付しておりますが、20ページ下段の立地基準の(3)「申請地以外に代替地がないと判断した理由」欄を空欄としております。この点については10ページの地籍図をご覧ください。事業地である字〇〇△△番の南側に接続する土地、字〇〇△△番があります。転用計画者以外の所有地ですが、原野であり、字〇〇△△番△の畑への出入りにも利用されている道路です。申請地以外の代替地としての可能性があるのですが、この点、未検討であるため、農地法施行令による「当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要か」という点では疑問のあるところと考えております。

最後に、本件については許可相当、あるいは不許可相当の議決後、北海道農業会議に送り、意見聴取後、意見が相違する場合は改めて総会で最終的な処分の決定、意見が一致する場合は会長専決にて決定する手順となっております。

以上、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長 これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〇番 この申請地は、今現在は作付けしていないということですか。

議長 作付けは…してる。

〇番 わざわざぶどうを植えてある感じだ。

議長 ほかにありますか。

〇番 ちょっといいですか。何だかこの事業の計画がね。ユニットを置くとか顧客の家具を置くとかね。納得いくような事業でないというか。これまでいろいろ周りで起きていることもあるからちょっと何か変だなと、個人的には感じます。

〇番 これは〇〇番という土地を買ったんだけど、ここに入るための道路がないから

道路を作りたいということですよ。

議 長 そう。

○ 番 ここしかない。

議 長 いや、ここの逆側、○○番が通れるんじゃないかということ。

ほかに質疑ありませんか。

○ 番 ちょっといいですか。これは周りの畑の持ち主は同じ人ですか。

議 長 ○○番○、○○番○は○○さん。上の○○番○は○○さんの土地。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、
討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を
採決いたします。本案を許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手なし】

全員挙手がありませんので、本案は不許可相当として、北海道農業会議へ意見
聴取を行います。

なお、事務局からも説明があったとおり、北海道農業会議への意見聴取を行っ
た結果、意見が相違する場合は改めて総会において処分の決定、意見が一致した
場合は会長専決において決定しますので、よろしく願います。

日程第6、議案第3号「農地台帳土地地目修正について」の件を議題とします。
事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案の朗読】

26ページに写真を載せておりますが、有島記念館向かいの旧めん羊牧場であ
りまして、牧区は今ある噴水のところが第1牧区、右側が第2牧区、それから道
路を挟んで○○番の○、○、○が第3牧区ということで、平成10年頃までめん
羊牧場の採草放牧地として活用されていた土地でございます。

先般説明させていただきましたが、これらの土地の公簿上地目が牧場であった
ものの、現況地目の中に牧場という項目が無いために、当時の農地台帳上の現況

地目を採草放牧地とした経過がございます。現在でもめん羊牧場として機能していれば採草放牧地といえますが、現在はめん羊牧場として活用されていないことに併せ、噴水やめん羊畜舎等の施設が残っていることから採草放牧地とするのは難しいという判断から、第1号議案の調査時に委員さんに併せて確認いただいたのですが、現況地目を原野とするのがよいかと考えております。

以上、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議 長 これより議案第3号「農地台帳土地目修正について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○番 はい。採草放牧地というのは現況地目の中の一種類としてあるんですね。

事務局 そうです。

○番 それは農地であるか農地でないかといえば農地ではないということですか。

事務局 採草放牧地は農地ではないという定義です。

○番 では、採草放牧地であっても原野であっても農地ではないということですね。

事務局 どちらにしても農地ではないということです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「農地台帳土地目修正について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案の朗読】

本案については、利用権の設定が2件で50,103㎡です。

1番は、〇〇さんから〇〇さんへの賃借権の再設定で、期間〇年間、10アール当たり〇〇円です。

2番は、〇〇さんから〇〇さんへの賃借権の再設定で、期間〇年間、10アール当たり〇〇円です。

図面は29～30ページに添付しています。

31～32ページに調査書を添付しておりますが、全部効率利用、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上をもって、平成30年、第9回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年9月25日

議長 荒木隆志 ㊟

署名委員 1番 茶谷久登 ㊟

署名委員 2番 大橋敏範 ㊟